

刑弁でGO!

第54回

市民はどう見ているか～裁判員アンケート～

刑事弁護委員会副委員長 前田 領(60期)

裁判を終えた後、自己の弁護活動を振り返って反省するにはどのような方法があるだろうか。

相弁護人から指摘を受けたり、公判調書（特に尋問調書部分）を読み返す方法もあるが、これまで、弁護側の視点・側面でしか、自己の弁護活動を振り返る方法はなかった。

しかし、裁判員裁判制度の実施に伴い、裁判員・裁判所側からの意見を聞く機会ができることとなった。今回は、裁判員のアンケートを取り上げる。

1 裁判員アンケートとは何か

裁判員裁判では、公判終了時に裁判員・補充裁判員の方々がアンケートに記述し、その写しが主任弁護人所属の弁護士会の裁判員裁判関連を所管する委員会（東京弁護士会では裁判員制度センター）にも届く（なお、回答者の個人情報に関する情報は裁判所からの提供時点で全てマスキングされている）。

東京弁護士会の場合には、裁判員制度センターから、担当事件の弁護人に送付の要否についての問い合わせがあり、弁護人が必要と回答すれば、郵送で弁護人に届く運用になっている（なお、この運用方法については、適宜変更されることがある）。

そのアンケートには、法廷での活動がわかりやすかったか、話し方について問題がなかったか、など検察官・弁護人の訴訟活動に関する質問や、裁判官の説明はわかりやすかったか、十分な議論はできたか、など裁判官の活動や評議についての質問、そして、

裁判員をやった感想などを記述する欄がある。

このアンケートにより、弁護人は、弁護活動についての裁判員の率直な感想を知ることができ、今後の弁護活動につなげることが可能となる。

2 これまでのアンケートの記述

ここで、これまで東京弁護士会に届いたアンケートの中から、今後の弁護活動に参考になると思われる記述について少し触れておきたい（●以下の部分はアンケートの記述から抜粋したものである）。

(1) 弁護人の姿勢等について

- 弁護人が寝ている時間があり、印象が悪く不快に感じた
- 弁護人が証人尋問中に寝ており、その後反対尋問していたが、主尋問で聞かれたことと同じことを聞いていた
- 携帯電話を2度も鳴らしていた
- 弁護人の訴訟活動にやる気が感じられなかった。仕方なく、やっているように見えた
- 弁護活動がおざなり。被告人の人生を左右するという覚悟がない

(2) 書証等の取調べ方法について

- 同じ内容の証拠（メールとか）の読み上げが続いて疲れた
- 証拠が画面にうつされたが、間隔が短くてよく理解できないまま、次の画面にいってしまった

- 証人がたくさんてきて、 それぞれの証人のあだ名や偽名も使われており、 理解しにくかった

(3) 尋問について

アンケートの記述の中で最も多かったのは、 弁護人の尋問に関する意見である。

- (弁護人の) 声が小さくて聞き取れなかった
- 話すスピードが早い、 早口で聞き取りにくい
- 弁護人の語尾がはっきりしなくて聞き取りにくかった
- 被告人の答えを理解する前に、 弁護人の質問がはじまってしまう

また、 答える側の被告人や証人側についても下記のように書かれていることもある。

- 被告人・証人の声が聞き取りにくかった。弁護人がマイクを近づけるなど工夫すべき

- 尋問の内容についても多数の記述があった。
- 時系列や経緯をバラバラに聞かれると理解しにくい
 - 質問内容をもっと検討してほしい
 - 必要ない尋問が多く、 必要な質問が抜けていた
 - 法的な用語や専門用語についてのフォローがなされなかつた
 - 質問というよりも、 単に証人や被告人を責めているだけのように思える質問があつた
 - 檢察官と全く同じことを聞いていた。聞き方を変えるとか工夫したほうがいい
 - 事件と関係の遠い話を聞いていたが、 なぜ聞くかわからなかつた

(4) 弁論・配布資料について

- 主張に対する裏付けのないことを延々と言っている
- 主張と個人的意見が混在していた
- 裁判員の手元にない資料について話をしているときがあり、 モニターとかにうつしてくれればよかつた

- 配布された弁論要旨が細かすぎる。何を見たらいいのかわからなかった
- 弁護人の資料が簡易すぎた
- 書類の中に年月日の間違いがあり、 確認の甘さを感じた

(5) その他

- 決められた時間で質問や説明を終わらせてほしい
- 被告人との連携が不足していた、 打ち合わせが不十分
- 遺体写真は、 証拠では見なかったが、 弁護人の机の上に見えるように置かれており、 見てしまってショックだった

3 今後の弁護活動につなげるために

ここで取り上げたのはほんの一部にすぎないが、 その記述からも、 裁判員が真摯に事件に向かい、 弁護人の一拳手一投足に注目していることは明らかである。

弁護人は法廷での全ての言動に注意を払わなければならない。

アンケートを読み、 弁護人への批判ともとれる記述を目にする度、 自分の弁護活動でも不十分などころが多々あったことを思い返し、 次回の活動に役立てたいと思う。

これらの記述は、 決して特定の会員の方へ向けられたものではない。

今後、 裁判員裁判の弁護人として活動される際には、 このアンケートの記述を参考に、 十分な事前準備を行い、 法廷で見て聞いて心証を形成する裁判であるということを意識し、 裁判員が理解できているか注意しながら弁護活動を行うことを心がけてほしい。